

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国 ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集の目的

県立施設の有効活用によって、施設の知名度向上や運営財源の確保を図るため、鳥取県広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、施設に法人名等を冠した愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 募集主体 鳥取県

3 対象施設

名称	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国
所在地	鳥取県鳥取市浜坂 1157-1
設置目的	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に設置
敷地面積	163,987.49 m ²
開館	1973年（昭和48年）
主な施設内容	管理棟、そうぞう館、多目的ホール、砂の工房、木工工房、軽食コーナー、こども広場・大通り、レールトレインほか
利用者数	約14万人（令和4年度）
現在の指定管理者	一般財団法人鳥取県観光事業団（令和6年度から指定管理者の更新あり）
施設ホームページ	https://kodomonokuni.tottori.jp/

4 募集概要

（1）応募資格

実施要綱別表第1に規定する規制業種及び事業者には該当しない法人

（2）命名対象

3に掲げる対象施設の愛称

※施設全体の愛称が命名の対象であり、対象施設内の個別施設等への命名はできません。

（3）募集金額（ネーミングライツの対価）

年額300万円以上（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

※「年額」とは、各年度の4月1日から3月31日までに係る額を表します。なお、契約期間の初年度にあっては、契約期間開始日が4月の初日でない場合であっても、契約期間開始日から当該年度の3月31日までの期間の金額を表します。

※各年度で異なる金額の提案も可能です。

（4）契約期間（愛称の使用期間）

3年以上

※契約期間の単位は4月1日から翌年3月31日までの間を1年とします。

（5）愛称の命名条件

○施設の設置目的がイメージできること。

○公共施設としてふさわしい愛称であること（実施要綱別表第2に規定する広告等に該当しないこと）。

○契約期間中における愛称の変更はできません。ただし、愛称に法人名を冠する場合で、法人名が変更となった場合はこの限りではありません。

(6) ネーミングライツパートナーの特典（ネーミングライツに付随する権利）

園内放送でネーミングライツパートナーのテーマソング等を流すことができる。

※テーマソング等の放送内容や放送時間、放送回数等については、県、指定管理者と別途協議の上決定します。

※園内放送に組み込むにあたり発生する放送プログラムの編集費用及び原状回復の費用については、ネーミングライツパートナーの負担となります。

※本特典の対価は、(3)のネーミングライツの対価に含まれるものとします。

(7) その他の留意事項

ア 愛称の添加可能箇所

① 3に掲げる対象施設及び敷地内の標識及び施設名表示（以下「標識等」という。）

※デザインや設置・変更箇所等については、県、指定管理者と別途協議の上決定します。

②施設パンフレット

③県及び指定管理者のホームページ

イ 費用負担

愛称使用に伴う経費（愛称に係るロゴ・マーク及び標識等のデザイン・作成、設置、変更、補修、撤去及び撤去標識等の処分（以下「作成等」という。）並びに標識等設置等前の状態への原状回復に要する経費）は、作成等及び標識等設置等前の状態への原状回復が県の責に帰すべき事由による場合を除き、契約金額とは別にネーミングライツパートナーの負担とします。

ウ 愛称使用開始時期

令和6年4月以降

※ネーミングライツパートナーとの協議により時期を決定します。

5 応募手続

(1) 応募書類の受付期間

令和5年12月1日（金）から同月28日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 応募書類の提出方法

(1)の募集期間内に、以下の応募先へ応募書類を提出してください。

なお、応募書類は、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの）により提出してください。

【応募先】

鳥取県 総務部 行政体制整備局 行財政改革推進課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地（県庁本庁舎3階）

電話：0857-26-7071

ファクシミリ：0857-26-7616

E-mail：gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

【応募書類】

①ネーミングライツ取得申込書（様式1）

②法人役員名簿（様式2）

③登記事項証明書（商業登記簿謄本）

④印鑑証明書

⑤鳥取県税の納税証明書（直近事業年度分）

⑥法人に係る事業報告書その他の当該法人の事業内容を明らかにできる書類（直近事業年度分）

（3）応募に当たっての留意事項

- 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募を行う法人の負担となります。
- 応募書類その他の提出された書類の返却は行いません。
- 応募のあった法人の名称等は公表する場合があります。
- 応募のあった法人が暴力団又は暴力団員若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会を行います。
- 必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があります。

6 質問の受付期間及び回答

実施要綱や本要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け回答します。

（1）受付期間

令和5年12月1日（金）から同月21日（木）まで

（2）受付方法

質問票（別添様式）に記入のうえ、5（2）の応募先へ電子メール又はファクシミリにより提出してください。

（3）回答方法

質問者へ個別に電子メール又はファクシミリで回答するとともに、行財政改革推進課ホームページにも掲載します。

7 優先交渉権者の選定方法等

（1）選定方法

下表各区分に基づき算出して得られた得点の合計点（小数点以下切り捨て）が最も高い者を優先交渉権者として選定します。

なお、優先交渉権者が辞退した場合には、順次、合計点の高い順に優先交渉権を付与します。また、合計点の同点がある場合は、県職員によるくじにより順位を決定します。

区分	得点の算出方法
①契約金額	90点×（各年度応募金額の平均値）/300万円 ※応募金額が300万円未満の場合は失格
②契約期間	10点×応募期間/3年 ※応募期間が3年未満の場合は失格

【算出例】※以下の例ではD社を優先交渉権者に選定

A社 300万円×3年

90点×300万円/300万円+10点×3年/3年=100点（4位）

B社 300万円×5年

90点×300万円/300万円+10点×5年/3年=106点（3位）

C社 R6年度：300万円、R7～9年度：400万円

90点×375万円/300万円+10点×4年/3年=125点（2位）

D社 400万円×3年

90点×400万円/300万円+10点×3年/3年=130点（1位）

（2）優先交渉権者の選定結果

優先交渉権者の選定後、全ての応募者に文書で通知します。

8 県に提出された書類及び優先交渉権者の選定結果等の公開

応募書類その他の提出された書類は、応募者に無断で本募集以外の用途に使用しません。

なお、同書類及び優先交渉権者の選定結果等については、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となります。

9 契約の締結等

（1）契約の締結

県と優先交渉権者はネーミングライツに必要な事項を協議のうえ、愛称の使用開始前までに契約を締結します。

なお、愛称については、ネーミングライツ取得申込書（様式 1）に記載の愛称案に基づき、県と優先交渉権者で協議の上決定します。

（2）契約の解除

県は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できるものとします。

ア ネーミングライツパートナーが県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

イ ネーミングライツパートナーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

ウ ネーミングライツ取得申込みに当たって、虚偽の内容があったとき。

エ ネーミングライツパートナーが実施要綱別表第 1 に定める業種及び事業者該当するに至ったとき。

オ 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

（3）契約の更新

ネーミングライツパートナーには契約更新に係る優先交渉権を付与し、契約期間終了前に県と同パートナーによって契約の再締結に向けた協議を行います。

なお、契約更新にあたっては、本要項で定める要件を基本とします。

（4）契約金額の支払い

各年度の 4 月 20 日までに、年額を県が発行する納入通知書により納入してください。

なお、契約期間の初年度で契約期間開始日が 4 月の初日でない場合は、別途、納入期日を協議の上決定します。

10 添付書類

鳥取県広告事業実施要綱（資料）

ネーミングライツ取得申込書（様式 1）

法人役員名簿（様式 2）

質問票（別紙様式）

11 参考（募集期間終了後から愛称使用開始までの予定スケジュール）

令和 6 年 1 月 優先交渉権者の選定、契約内容等の協議

令和 6 年 1 月～3 月 ネーミングライツパートナー契約締結、ネーミングライツの導入準備

令和 6 年 4 月以降 愛称使用開始（施設表示等の変更）、契約金額の支払い